平成２２年（フ）第１９８号
栃木県佐野市出流原町737番地１
破産者　関口　　榮
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第７７３号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目564番地１サンライフ戸ケ崎107号、旧住所千葉県流山市大字東深井972番地の62
破産者　伊能専太郎
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
埼玉県草加市氷川町2140番地２　グッドライフ21―502号、旧住所埼玉県川口市大字東本郷1572番地の１
破産者　羽賀　梨江（旧姓福田）
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５５８号
埼玉県八潮市大字大瀬1407番地109　坂上荘101号
破産者　町田　光秀
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５６３号
埼玉県越谷市新川町２丁目44番地６
破産者　布施　弘道
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５６８号
埼玉県吉川市大字吉川548番地　コートさくらＡ―201、破産手続開始時の住所埼玉県吉川市大字吉川644番地１
破産者　林　　理恵
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６０７号
埼玉県久喜市青毛４丁目13番地７
破産者　金井　宣喜
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４４６号
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜2799番地22
破産者　畑迫　由紀
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２２１号
新潟県長岡市千場２丁目２―27　アクアポリス長岡208号室、住民票上の住所新潟県長岡市緑町１丁目38番地72
破産者　猪俣　庄平
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
石川県野々市市本町３丁目９番23号、従前の住所石川県白山市福留南１丁目174番地
破産者　平岡　晴子
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９８号
静岡県三島市大場396番地
破産者　佐野勢津子
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
愛知県一宮市九品町３丁目９番地１　ライオンズマンション一宮九品町307号、住民票上の住所愛知県一宮市西萩原字上沼27番地２
破産者　岡田　　豊
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４０４号
愛知県稲沢市祖父江町四貫堤外68番地２
破産者　渡邊　昭吾
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６３０号
和歌山県海南市日方1272番地
破産者　黒原　道雄
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４１１号
和歌山県紀の川市下井阪22番地３
破産者　曽和自動車販売こと　曽和　啓悦
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５２５号
和歌山市南畑503番地の１
破産者　比良山朱美
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５２６号
和歌山市井辺61番地
破産者　井邊　敏治
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２０号
山口県光市大字塩田3725番地６、前住所山口県岩国市周東町上久原2355番地16
破産者　小田　郁夫
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第９３４号
熊本市黒髪６丁目３番４号、開始決定時の住所熊本市清水万石３丁目１番13号
破産者　蟹江ハナ子
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部